

和歌山県監査公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和 2 年和歌山県監査公表第 10 号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 3 日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 吉 井 和 視
 和歌山県監査委員 北 山 慎 一

1 監査の対象

3 の監査対象機関の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

2 監査の着眼点

(1) 補助団体等について

補助金等の交付目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

(2) 出資・出捐団体について

ア 出資・出捐目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。

(3) 公の施設の指定管理者について

ア 協定書及び事業計画書に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 民間の事業者の有するノウハウが適正に活用されているか。

(4) (1) ～ (3) 共通

当該財政的援助等に係る出納事務は、適切に処理されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
学校法人智辯学園	令和 8 年 2 月 12 日
和歌山県農業協同組合（紀北川上農業協同組合）	〃
御坊商工会議所	〃
社会福祉法人篤真会	〃
公益財団法人和歌山県救急医療情報センター	〃
公立大学法人和歌山県立医科大学	〃
一般財団法人和歌山県勤労福祉協会	〃
公益財団法人わかやま産業振興財団	〃
公益社団法人畜産協会わかやま	〃
和歌山県住宅供給公社	〃
公益財団法人和歌山県文化財センター	〃
特定非営利活動法人和歌山 I T 教育機構 （和歌山県立情報交流センター指定管理者）	〃
特定非営利活動法人わかやま N P O センター （和歌山県 N P O サポートセンター指定管理者）	〃
一般財団法人和歌山県交通安全協会 （和歌山交通公園指定管理者）	〃
特定非営利活動法人和歌山サーリングクラブ （和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）指定管理者）	〃
有限会社ベイサイド和歌浦 （和歌浦漁港指定漁港施設指定管理者）	〃
加太まちづくり株式会社 （加太みなとまち指定管理者）	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助等に係る出納その他の事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。
なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

加太まちづくり株式会社

駐車料金について、条例に定めのない金額を看板に表示していたので、適正に処理されたい。